

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和2年12月26日に取扱い(サービス)を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社トラベル日本

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

Travel Gift (トラベル ギフト)1,000円券、5,000円券、10,000円券

○払戻しの申出期間

令和3年2月16日(火)から令和3年4月26日(月)まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

弊社の店頭にてトラベルギフトを下記住所までご持参頂くか、弊社宛てにトラベルギフトを郵送でお送りください。

なお、郵送の場合、令和3年3月1日以降に「東京都中央区京橋2-4-12」の住所あてに送付されたものについては、「東京都台東区上野4丁目8-3」に全て転送されることとなります。

- ・受付時間: 10:30~16:00まで(ご持参される場合は予めご連絡いただく様お願い致します。)
- ・郵送の場合: 令和3年4月26日消印有効とさせていただきます。

○払戻の方法

トラベルギフトをご持参頂く場合、その場で現金と引き換えさせていただきます。
(金額が10万円を超える場合はあらかじめご連絡いただくようお願い致します。)

郵送の場合、振込口座・連絡先(お名前、ご住所、電話番号等)を明記されたものを同封の上、弊社までお送りください。
後日こちらからお振込致します。

○払戻しに関するお問い合わせ先

(令和3年2月28日迄)

〒104-0031

東京都中央区京橋2-4-12

株式会社トラベル日本

TEL (03)5202-1181

携帯 (080)4056-9840

メールアドレス:m.fukuyama@travelnippon.co.jp

(令和3年3月1日以降)

〒110-0005

東京都台東区上野4丁目8-3

株式会社トラベル日本

TEL:(080)4056-9840

メールアドレス:m.fukuyama@travelnippon.co.jp